

カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシャルハラスメント等の防止に関する 基本方針

三原商工会議所（以下「当所」という。）は、職員一人ひとりが互いに人格を尊重し合い、安心して意欲的に勤務できる健全な職場環境を確保するため、また、当所に関わる全ての方々に対し、公正かつ適切な対応を行うため、以下の方針に基づき各種ハラスメントの防止及び根絶に取り組みます。

1 基本方針

当所は、いかなるハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊婦・出産・育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント等）も許容しません。全ての役員及び職員は、他者の尊厳を傷つける言動を行ってはならず、良好な職場環境の維持に努めなければなりません。

2 求職者等に対するセクシャルハラスメントの禁止

採用選考の場、インターンシップその他採用活動等の機会において、採用応募者やインターンシップ参加者等の求職者に対して、性的な言動その他の不適切な言動を行うことを厳禁とします。

3 カスタマーハラスメントへの対応方針

会員事業者、顧客、取引先その他の関係者からの社会通念上許容される範囲を超えた要求や著しい暴言・迷惑行為等（カスタマーハラスメント）に対し、当所は組織として職員の安全と健康を守る対策を講じます。

(1) 職員に対し、取引先等への不当な要求を禁止するとともに、自身が被害を受けた場合は一人で抱え込まず速やかに報告・相談するよう求めます。

(2) 報告を受けた場合、担当者の交代、複数名による対応、必要に応じた警察・弁護士等の外部専門機関との連携を含め、組織として迅速かつ適切な保護措置を講じます。

4 相談窓口の設置と対応

ハラスメント（カスタマーハラスメント及び求職者等からの相談を含む。）に関する相談窓口を以下のとおり設置します。相談を受けた場合は、中立・公平な立場で迅速かつ適切に対応します。

【相談窓口】総務管理課（担当：総務管理課長）

5 プライバシーの保護と不利益取り扱いの禁止

相談者及び事実確認に協力した者のプライバシー・個人情報 は厳重に保護されます。また、ハラスメントの相談を行ったこと、または調査に協力したこと等を理由として、当該職員に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

令和8年10月1日
三原商工会議所
会頭 森光 孝雅